

法 務 大 臣 殿
大村入国管理センター所長 殿

2018年12月6日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄（アジアに生きる会・ふくおか）
岩本光弘（外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州）
コース・マルセル（美野島司牧センター）
中島眞一郎（コムスタカー外国人と共に生きる会）

第15回大村入国管理センターと

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会

大村入国管理センターへの要望と回答(要旨)

1、家族が日本国内にいる被収容者は、家族から遠く離れて収容されることでかなりのストレスになっています。家族が居住する地域に近い施設で収容するようにしてください。

(昨年回答)

諸般の事情を総合的に勘案し判断している。

(本年回答)

収容先については、各地方支局・・・で、入管法第52条第3項を念頭に各状況を総合的に勘案して決定している。

2、平日に休みが取れない面会希望者のために、月に1回、土曜日曜に面会できるようにしてください。

(昨年回答)

閉庁日の面会は保安上の問題があり考えていない。前年は未就学児の面会は1件あり、職員の立会を省略するなど可能な限り配慮した。仕切りのない部屋での面会は施設の構造上、また保安上支障があり実施できない。

(本年回答)

閉庁日の面会は保安上の問題があり困難。遠方からの面会者については、午前、午後の1日2回の面会を認めるなど配慮している。

3、医療体制について、①平日昼間の医師常駐体制の実現（同一医師である必要はない）、②土日休日、夜間等医師不在時の救急対応の充実、③地域の医療機関との連携の更なる強化、④内科医のみの体制から、内科医に、外科医、精神科医或いは心療内科医を加えた診療体制に充実、⑤センター医師の専門外案件について、外部専門医による診療の早期実施

(特に精神科、心療内科、眼科、耳鼻咽喉科、脳外科)、以上5点を行ってください。また⑥外部の精神科又は心療内科の医師の、ボランティアによる面接診療の受け入れを検討してください。

(昨年回答)

- ① 平日昼間については、平成 25 年 4 月以降、非常勤医師が対応している。常勤医師の確保に努力している。
- ② 医師の不在は好ましくないが、不在時も看護師の助言を得て対応している。急を要するときには、直ちに救急車を要請する。
- ③ 大村市にある国立病院機構長崎医療センターより、現在医師の派遣を受けている。今後も地域医療との連携をはかりたい。

(本年回答)

- ① 平日昼間については、平成 25 年 4 月以降、非常勤医師が対応している。現在、非常勤医師を通じて、常勤医師の確保に努力している。
- ② 医師の不在時は、看護師の助言を得て対応している。急を要するときには、直ちに救急車を要請する。
- ③ 国立病院機構長崎医療センター及び長崎大学病院から、現在医師の派遣を受けている。今後も地域医療との連携をはかりたい。
- ④ 非常勤医師の専門は内科、外科（消化器外科）。精神科、心療内科の受診は当面、臨床心理士によるカウンセリングを踏まえて、その結果外部への受診としている。
- ⑤ 非常勤医師が外部の診療が必要と判断すれば、外部病院の診療を受けさせる。
- ⑥ ボランティア医師の診療は責任の所在が不明確になるので受け入れられない。

4、被収容者との面会時に、担当の医師の診療日でない等を理由に医師による受診希望を処遇係官に軽視された、と訴えるケースがいまだにあります。対処してください。急ぎの診察が必要でないと判断された際は、申出の本人に出来るだけ丁寧に説明してください。

(昨年回答)

受診を希望した場合には、原則として直近の診察日に受診させている。係官が被収容者の受診の申出（願箋）を軽視することはない。係官は誰でも被収容者からの申出を受け付ける。願箋を書けない被収容者は他の被収容者に書いてもらう等している。診療は2人の医師が週3回行い、被収容者を分けて担当する担当医制である。尚、担当医より一定期間の経過観察が必要と言われている時には、担当医の受診日以外であれば、担当医の指示を受けることとしている。容体観察の場合は、本人に伝える。

(本年回答)

医師による診療を希望した場合、原則直近の診療日に受診させる。職員が受診させないと判断することはない。医師による一定期間の経過観察の期間中に再受診を希望する時

や、継続した受診をしている場合などは職員が診療室に連絡して、受診の可否を判断する。

5、長期被収容者のストレス解消や心の癒しになるようカウンセリングの充実等の被収容者のための行事などの実施してください。たとえば帰国する被収容者を対象に麻薬一掃の教育や、帰国後の生活再建に寄与する日本語学習は、国際貢献にもなります。

(昨年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解して充実していく。その他の要望については、当センターの使用目的や保安上の問題により実現は困難。ただ入所者に対する良い考えがあれば提案していただきたい。

(本年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解して充実していく。その他の要望については、当センターの収容目的や保安上の問題により実現は困難。

6、窓ひとつだけでいいですから、外が見えるようにして頂きたい。

(昨年回答)

外周路の窓ガラスに設置しているすりガラス状フィルム、目隠しルーバーは外部の者との連絡を遮断するためのもので、外部より居室を見えないよう、警備保安上とプライバシーの観点からのもので外せない。現在のガラス状フィルムを替えてミラーガラスに変更すれば、昼間は良いが夜間は逆に外から内が見えるようになるため被収容者のプライバシー保護と保安上の支障があり不可能。

(本年回答)

外周路の窓ガラスに設置しているすりガラス状フィルム、目隠しルーバーは外部の者との連絡を遮断するためのもので、外部より居室を見えないよう、警備保安上と被収容者のプライバシー保護のためのものなので外せない。現在のガラス状フィルムを替えてミラーガラスに変更すれば、昼間は良いが夜間は逆に外から内が見えるようになるため被収容者のプライバシー保護と保安上の支障があり不可能。

7、ボランティアによる面会室での傾聴活動の案内を居住区に掲示して頂きたい。

(昨年回答)

掲示物は、当方が必要と認めたもののみで、個別の団体の掲示を行う予定はない。

(本年回答)

収容所内の掲示物は、当方が必要と認めたもののみで、個別の特定の団体の掲示を行う予定はない。

8、被収容者の運動場の利用時間が長くなったことにより、被収容者にけががないよう職

員による安全配慮を充実して下さい。

(昨年回答)

立ち会う職員が被收容者に対し、激しく接触する運動は控えるように指導を繰り返している。壁面にクッション材をつけ、万が一の場合の衝撃の軽減をはかった。

(本年回答)

夏期は熱中症にならないよう指導をした。

9、難民認定申請者、日本に妻子などの家族を持つ人、医療的ケアの必要な人、6ヶ月以上の長期被收容者については仮放免を許可してください。

(昨年回答)

退去強制令書発付の被收容者には、速やかに帰国してもらいたい。一定期間ごとに…個々の事情に応じて…一律に判断できない。

(本年回答)

退去強制令書発付の被收容者には、難民認定申請中の人などを除き速やかに帰国してもらいたい。仮放免については、その必要性や相当性をみて判断している。

10、帰国を強要する係官の言動は止めてください。また職員の発言によって人間性や民族性を否定されたと受け止める事案が複数回発生していることを受け、職員を対象に、人権の尊重、民族性の尊重そして被收容者の心情に配慮する処遇実施のための教育の徹底を図って頂きたい。

(昨年回答)

入管法第52条に定めがあるように、入国警備官は退去強制令書を発付された者を速やかに送還しなければならず、被退去強制令書発付者について帰国を説得するのは当然の警備官の職務。

(本年回答)

入管法第52条に定めがあるように、入国警備官は退去強制令書を発付された者を速やかに送還しなければならず、被退去強制令書発付者について帰国を説得するのは当然の入国警備官の職務。毎年度、本省において実施される人権研修に1名を派遣している。前年度、その者を講師としたフィードバック研修を行っている。若手職員に対して服務心得に係る研修を実施した。本年も行う予定。

11、4つの一般用面会室の使用に戻すことを強く要請します。更に他の收容施設同様に面会時の職員立会を止めてください。これにより貴センターにとっても職員の負担が減り、「連行」時間もスムーズになる利点があります。

(昨年回答)

面会の人数は、面接室の面積の関係で、最大4名が限度。差し入れ受付時間は、職員の

配置人員の問題もあり、土日祝日を除く、原則9時～11時30分、13時～16時。変更に対応することは困難。

(本年回答)

可能な限り4室を利用する。保安上の理由により利用できないこともある。職員の立会を省略する予定はないが、所長が・・・あると、省略は可能。

12、性的マイノリティの被収容者への処遇において、人権侵害が起きないように配慮してください。

(昨年回答)

出所までの間、ほかの被収容者と接触しない区域に入所させるなど、配慮している。

(本年回答)

出所までの間、ほかの被収容者と接触しない区域に収容するなど、配慮している。